

野田市立尾崎保育所の管理に関する年度協定書

野田市（以下「甲」という。）と株式会社日本保育サービス（以下「乙」という。）とは、平成28年2月19日に、野田市立尾崎保育所（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した野田市立尾崎保育所の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、本施設の管理業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とするものである。

（令和5年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和5年度の業務内容は、基本協定第12条に定めるとおりであることを確認する。

（業務報告等）

第3条 乙は、毎月、本業務に関する報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙が甲に提出する報告書の内容は次のとおりとする。

(1) 施設の利用状況

(2) 破損及び修繕の実施状況

(3) 事故、要望及び苦情対応状況（些細な案件も含め、全て報告すること。）

(4) 使用料及び利用料金収入の状況

(5) 電気料金、ガス料金及び燃料費（以下「光熱費等」という。）の使用量及び支払状況

3 甲は、乙から本業務に関する報告書の提出を受けたときは、確認した上、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

4 乙は、報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して指定管理料の支払を請求するものとする。

（保育士処遇改善事業報告等）

第4条 乙は、保育士処遇改善事業（以下本項において「本事業」という。）に関する報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して本事業に係る指定管理料の支払を請求するものとする。

2 乙は、調理員、事務補助及び用務員（以下「調理員等」という。）の賃金改定事業（以下本項において「本事業」という。）に関する報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して本事業に係る指定管理料の支払を請求するものとする。

(令和5年度の指定管理料)

- 第5条 甲は、乙に対して本業務の実施の対価として、別表に定める指定管理料基本額及び光熱費等価格高騰に伴う指定管理料増額分 金1,642,698円を支払うものとする(消費税額は、消費税法第6条第1項の規定により非課税とする。)
- 2 前項の規定による指定管理料基本額の支払の時期は、別表により定める。
 - 3 第1項の光熱費等価格高騰に伴う指定管理料増額分は、乙の請求に基づき支払い、実績に応じて年度末に精算するものとする。
 - 4 甲は、第3条第4項、第4条及び前項の規定による適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に指定管理料を乙に支払うものとする。
 - 5 乙は、甲の責に帰する理由により前項の規定による指定管理料の支払が遅れた場合には、遅延した日数に応じて指定管理料に対し、年度協定締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を甲に請求することができる。

(市長が定める賃金の最低額)

- 第6条 基本協定第24条第1項の規定に関わらず、令和5年度の保育士に係る市長が定める賃金の最低額は1,120円とする。
- 2 基本協定第24条第1項の規定に関わらず、令和5年度の調理員等に係る市長が定める賃金の最低額は1,041円とする。

(個人情報の取扱い)

- 第7条 乙は、当該公の施設の管理に係る個人情報を取り扱う事務の登録簿を確認し、登録簿により届け出られた個人情報の取扱い以外の取扱いをしようとするときは、あらかじめ、市長の了承を得た上でなければ、当該取扱いを開始してはならない。

(自主事業の承認)

- 第8条 甲は、乙から提出された令和5年度の業務計画書で提案された自主事業について、本協定の締結をもって承諾したものとする。

(疑義等の決定)

- 第9条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

乙 愛知県名古屋市東区葵三丁目15番31号
株式会社日本保育サービス
代表取締役 坂井 徹

別表

	支出費目	支出時期	支出基準
1	施設型給付費	実績報告の当月	「子ども・子育て支援法」の規定により、国が定めた公定価格に準じて各月の入所児童数を乗じて算定した額
2	延長保育事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
3	保育士配置改善事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
4	保育士設置費補助事業	実績報告の翌月	1 保育所当たり 205,000 円×対象月数×人数 野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
5	事務職員設置費補助事業	実績報告の翌月	1 保育所当たり 150,000 円×対象月数－事務職員雇上費加算 野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
6	看護師設置費補助事業	実績報告の翌月	1 保育所当たり 190,000 円×看護師数×対象月数 野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
7	病児保育事業（体調不良児対応型）	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
8	教材費補助事業	実績報告の翌月	入所児童×500 円 野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
9	傷害保険加入補助事業	実績報告の翌月	団体傷害保険負担金 入所児童×500 円 ただし、児童の保護者が負担した額が年額 500 円未満のときはその額
10	要配慮児受入事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金に準じる
11	アレルギー等対応特別給食提供事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金に準じる
12	通勤補助事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
13	野田産黒酢米利用促進事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
14	主食費減額補助事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる
15	保育士週休代替要員	実績報告の翌月	1 保育所当たり 164,850 円×対象月数×人数 (最大 2 人まで)
16	調理員補助	実績報告の翌月	1 保育所当たり 85,833 円×対象月数
17	処遇改善事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金に準じる
18	保育士処遇改善事業 (公契約条例分)	実績報告の翌月	別記 1 のとおり
19	調理員等賃金改定事業	実績報告の翌月	別記 2 のとおり
20	保育士就労奨励金支給事業	実績報告の翌月	野田市保育士就労奨励金支給事業補助金に準じる
21	保育士試験による資格取得支援事業	実績報告の翌月	野田市保育士試験による資格取得支援事業補助金に準じる
22	零歳児保育推進事業	実績報告の翌月	野田市私立保育所等保育事業補助金に準じる

別記 1

各月の処遇改善加算前の支払賃金(※1)が 1,120 円未満である保育士 1 人につき、次に示す計算式により計算される額の総額

$(1,120 \text{ 円} - \text{当該保育士の処遇改善加算前の支払賃金(※2)}) \times \text{当該保育士の各月の時間外労働時間を除く労働時間(※3)} + \text{当該保育士の本給付による法定福利費の増額分(※4)}$

- ※1 支払賃金とは、乙等が労働者に支払う最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める手当等の区分による所定内給与のうち、基本給相当額と基準内手当の合計額を 1 時間当たりの賃金に換算した額（小数点以下切捨て）をいう。以下同じ。
- ※2 当該保育士の処遇改善加算前の支払賃金が 1,059 円未満の場合は、当該支払賃金は 1,059 円とする。
- ※3 当該保育士が月給制の場合は、当該労働時間は年間所定労働時間を 12 で除した時間とする。
- ※4 当該保育士の処遇改善加算前の支払賃金が 1,059 円未満の場合は、当該支払賃金を 1,059 円として算出した場合の法定福利費と、支払賃金を 1,120 円にした場合の法定福利費の差額とする。

別記 2

平成 30 年度の支払賃金が 1,041 円未満である調理員等 1 人につき、次に示す計算式により計算される額の総額

$(1,041 \text{ 円} - \text{当該調理員等の平成 29 年度の支払賃金(※1)}) \times \text{当該調理員等の各月の時間外労働時間を除く労働時間(※2)} + \text{当該調理員等の本給付による法定福利費の増額分}$

- ※1 支払賃金が月ごとに異なる場合は、最後に従事した月の額とする。平成 30 年度以降から本施設に従事する調理員等の平成 29 年度の支払賃金は、当該調理員等と同じ職種で本施設に平成 29 年度に従事していた調理員等の支払賃金のうち、一番低い額とする。同じ職種で本施設に平成 29 年度に従事していた調理員等がない場合は、平成 29 年度に適用されている該当職種の最低額とする。当該支払賃金が、千葉県について決定された最低賃金法に規定する地域別最低賃金未満の場合は、地域別最低賃金の金額とする。
- ※2 当該調理員等が月給制の場合は、当該労働時間は年間所定労働時間を 12 で除した時間とする。